

I 2017年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2017年度大学評価結果総評】

現代法研究所のセミナー、講演会、シンポジウムと研究活動は積極的に高く評価できる。研究所叢書の継続的な発刊は、研究所の社会的評価を高めることに大いに貢献していよう。また、質保証委員会が立ち上がったことは評価される。今後の質保証活動に期待したい。一方、研究所に対する組織評価については、外部の有識者に評価を依頼するなどの検討が望まれる。さらに、研究活動の評価の分析は重要であるため、まずはこれまでの発行物に対する書評や引用された論文等の把握に努めることが望まれる。

【2017年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】（～400字程度まで）

今後とも、当研究所のセミナー、講演会、シンポジウムを継続的に行っていくとともに、研究所叢書を着実に発行していきたい。2017年度において質保証委員会の活動を本格化する予定であったが、評価基準の設定等をめぐって議論をまとめることができなかった。本年度から、ご指摘の通り、外部の有識者への評価の依頼やこれまでの発行物に対する書評や引用された論文等の把握について検討することとしたい。

【2017年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

ボアソナード記念現代法研究所は、1977年に設立されて以来、法政大学現代法研究所叢書をはじめ多くの業績を公表してきた点が高く評価できる。また、研究領域ごとのプロジェクトをたて、毎年度ごとに活動報告書をまとめていることも、自己点検・評価を行う上での基礎資料となっている。

一方、前年度に指摘された質保証委員会は成立したものの、評価基準の設定等の議論がまとまらないことを理由に機能しなかったとのことであり、本年度からは本格的に運営されることが期待される。また、外部有識者による評価や、発刊物に対する書評・引用の把握も、検討の段階から実施に移すよう改善すべきである。なお、各研究会の活動報告書の内容と、自己点検・評価シートの内容に一部齟齬が見られることから、正確な自己点検・評価を行うように改善がなされるべきである。

II 自己点検・評価

1 理念・目的

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、研究所（センター）の目的を適切に設定しているか。

①研究所（センター）として目指すべき方向性等を明らかにした理念・目的が設定されていますか。  はい  いいえ

（～400字程度まで）※理念・目的の概要を記入。

本学に多大なる貢献をしたボアソナード博士に由来し創設された本所は、博士に関わる文献・資料の収集を目的の一つとしている。また、従来の法律学のフレーム内では解決が困難である複雑な問題事象を、現代的な視点から学際的アプローチをすることによって、本質へ接近し、現実的な解決策を提示していくことも目標としている。

②理念・目的の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。

（～400字程度まで）※検証を行う組織（各種委員会等）や検証の時期等、具体的な検証プロセスを記入。

毎年、第1回運営委員会において、自己点検・評価について議論を行う際に、研究所および理念・目的の適切性やその見直しについて審議・確認を行っている。

1.2 大学の理念・目的及び研究所（センター）の目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

①どのように理念・目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していますか。

（～400字程度まで）※具体的な周知・公表方法を記入。

- ・ホームページで公表している。  
http://gendai-hou.ws.hosei.ac.jp/about.htm

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
----	---------

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

・ボアソナード関係資料収集委員会というプロジェクトで毎年ボアソナード博士に関連した貴重な資料を収集している。	
--------------------------------------------------------	--

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

<p>現代法研究所では、「ボアソナード博士関係の文献・資料の収集」および「従来の法律学のフレーム内では解決が困難である複雑な問題事象を、現代的な視点から学際的アプローチをすることによって、本質へ接近し、現実的な解決策を提示していくこと」の2つの目的が示されている。ただし、後者については、本研究所のHPに記載があるとおり、「それらの目的を達するために、現在、以下の5部門の研究分野を設定し、各年度毎に幾つかの研究プロジェクトが推進されている。</p> <p>【調査内容・研究領域】(1)都市法、(2)社会法、(3)国際関係、(4)現代法システム論、(5)法史学」といった内容も、自己点検・評価シートに記述を加えるよう、改善が望まれる。これが明記されないと、自己点検・評価シート「3.1①研究・教育活動実績」における分野別の記述との対応関係がわからない。</p> <p>理念・目的の適切性については、第1回運営委員会について審議・確認されていることは評価できる。</p> <p>また、理念・目的について、同研究所のHPで明記されている点も、評価できる。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 内部質保証

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 内部質保証システム（質保証委員会等）を適切に機能させているか。	
①質保証活動に関する各種委員会は適切に活動していますか。	はい いいえ
<p>【2017年度における質保証活動に関する各種委員会の構成、活動概要等】※箇条書きで記入。</p> <p>・内部質保証活動のための質保証委員会を設置しているが、評価基準の設定等の活動方針について議論をまとめることができず、本年度から、ご指摘された事項を踏まえて本格的に活動したい。</p>	

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

<p>現代法研究所では前年度に指摘された質保証委員会は成立したものの、評価基準の設定等の議論がまとまらないことから機能しなかった。また、外部有識者による評価も、検討段階にとどまっている。これらが、本年度から本格的に実施されるのが期待される。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 研究活動

【2018年5月時点における点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

3.1 研究所（センター）の理念・目的に基づき、研究・教育活動が適切に行われているか。	
2017年度の活動状況について項目ごとに具体的に記入してください。	
①研究・教育活動実績（プロジェクト、シンポジウム、セミナー等）	
※2017年度に実施したプロジェクト、シンポジウム、セミナー等について、開催日、場所、テーマ、内容、参加者等の詳細を箇条書きで記入。	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

【2017年度 研究プロジェクト】

・社会法

「地方分権下における自治体議会」

「クラウドソーシングの進展と社会法の近未来」

・現代法システム

「一般社団法人および一般財団法人に関する法律の逐条研究」

「現代社会における生命倫理の法制化をめぐる人権論の国際比較研究」

「公的規制の法と政策—ネットワーク産業を中心に」

「行政紛争の処理に関する適切な方法の解明—国家と個人の関係の現代的変容を背景として」

・都市法

「会社法と金融商品取引法との工作とコーポレート・ガバナンス論の新展開」

※・法史学

「判例を通じてみたイギリス法—歴史的経緯と現代との架け橋—」

2017年度は活動休止（プロジェクトリーダーが育休のため）

【シンポジウム】

- ・2017年7月29日～7月30日

於 法政大学市ヶ谷キャンパス 薩埵ホール（7/29）、S301～S307 教室（7/30）

テーマ『議会のチェック機能を本気で考える』

- ・2018年2月23日 法政大学市ヶ谷キャンパス G401

『働き方改革』の嘘 参加者約50名

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・2017年度活動報告

②対外的に発表した研究成果（出版物、学会発表等）

※2017年度に刊行した出版物（発刊日、タイトル、著者、内容等）や実施した学会発表等（学会名、開催日、開催場所、発表者、内容等）の詳細を簡条書きで記入。

- ・2017年度刊行出版物

法政大学現代法研究所叢書第43号『自治体議会改革の固有性と普遍性』廣瀬克哉 編著

発刊日：2018年3月31日

<「クラウドソーシングの進展と社会法の近未来」プロジェクト関係>

- ・浜村彰「プラットフォームエコノミーと労働法上の使用者」労旬1895号（2017年）。

- ・毛塚勝利「クラウドワークの労働法学上の課題」季労259号（2017年）

- ・石田真「クラウドワークの歴史的位相」同号

- ・後藤究「ドイツにおけるクラウドソーシングの進展と労働法の課題」同号

- ・鈴木俊晴「フランスにおけるクラウドワークの現状と法的課題」同号

<「公的規制の方と政策—ネットワーク産業を中心に」プロジェクト関係>

- ・岸井大太郎「公的規制と独占禁止法—公益事業の経済法研究」（商事法務、2017）

- ・高橋滋「原子力損害賠償法の改正動向」横浜桐蔭大学大学院・原子力損害と公共政策センター編『原子力損害賠償法改正の動向と課題』（大成出版社、2017）3～51頁

- ・鳥居昭夫「過酷事故が発生する可能性のあるプロジェクトにおけるリスク評価行動と意思決定メカニズム」中央大学経済研究所 ディスカッション・ペーパー No. 282（2017）

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

③研究成果に対する社会的評価（書評・論文等）

※研究所のこれまでに発行した刊行物に対して2017年度に書かれた書評（刊行物名、件数等）や2017年度に引用された論文（論文タイトル、件数等）の詳細を簡条書きで記入。

- ・刊行直後のため、評価を定めることはできない。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

④研究所（センター）に対する外部からの組織評価（第三者評価等）

（～400字程度まで）※2017年度に外部評価を受けている場合には概要を記入。外部評価を受けていない場合については、現状の取り組みや課題、今後の対応等を記入。

・特になし

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

⑤科研費等外部資金の応募・獲得状況

※2017年度中に応募した科研費等外部資金（外部資金の名称、件数等）および2017年度中に採択を受けた科研費等外部資金（外部資金の名称、件数、金額等）を簡条書きで記入。

・2017年度 応募

科研費：7名

・2017年度 採択

科研費：3名（内1件分担者）

・基盤研究B 「クラウドソーシングの進展と社会法の近未来」 11,500千円 など

・2017年度 継続

科研費：5名

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

2017年度において、現代法研究所では、5つの研究領域のうち、「社会法」で2つ、「現代法システム」で2つの、「都市法」で1つのプロジェクトが運営された。これらのプロジェクトのうち、いくつかのプロジェクトにおいて、中心的な役割を果たしてきた研究者の他界等の不慮の要因により2017年度の研究が停滞したものもあったが、いずれも2018年度ないし2019年度の研究成果の公表を目指しており、その成果が期待される。シンポジウムも2回開催されており、社会的貢献も大きい。対外的に発表された研究成果としては、廣瀬克哉編著「自治体議会改革の固有性と普遍性」（法政大学現代法研究所叢書第43号）が刊行されたことは、高く評価できる。また、この他に、2つのプロジェクトにつき計8本の論文が掲載されたと記載されている。しかし、各研究会の2017年活動報告書をみると、これ以外に公表されている論文も多数あることから、今後はこのような齟齬が起きないように改善が求められる。なお、研究成果に対する社会的評価については、「刊行直後のため、評価を定めることはできない。」と記載されているが、自己点検・評価シートには研究所のこれまでの発行物に対して2017年度に書かれた書評や2017年度に引用された論文を記入することが求められている。この点は昨年度も同じ指摘がなされていることから、各研究会から、継続的に発表成果に対する書評・論文での引用等を報告させる等の改善策を導入することが期待される。なお、外部からの組織評価はなされておらず、早急な対応が望まれる。最後に、科研費の応募・獲得については、2017年度には7名が応募し、3名（内1名は分担者）が採択され、5名が継続中という高い成果を挙げており、非常に優れている。

4 教育研究等環境

【2018年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

4.1 教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

①ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフなどの教育研究支援体制はどのようになっていますか。

S A B

(～400 字程度まで) ※教育研究支援体制の概要を記入。

ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA)、技術スタッフなどは、予算の関係上とくに配置していない。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

TA、RA 等については、現代法研究所では予算の関係から配置されていない。

## 5 社会連携・社会貢献

【2018 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

5.1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

①学外組織との連携協力による教育研究の推進に関する取り組み及び社会貢献活動を行っていますか。

S  A B

(～400 字程度まで) ※取り組み概要を記入。

『働き方改革』の嘘のシンポジウムをはじめとして、学内者にとどまらぬ学外の研究者、弁護士、議員、地方公共団体関係者、労働組合関係者等との幅広い交流を通じて汎用性の高い研究推進を積極的に行っている。また、各プロジェクトには、本学専任教員だけでなく、学外大学教員（研究者）・弁護士等を客員研究員に迎え連携協力をしながら複合的総合的な見地から研究を行っている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

社会法（浜村彰）研究会が、2018 年 2 月 3 日に『働き方改革』の嘘に関するシンポジウムを開催し、この分野で著名な弁護士や他大学の教授と連携して開催したことは、高く評価できる。なお、2017 年 7 月 29 日から 30 日に、薩埵ホール等で「議会のチェック機能を本気で考える」という優れたシンポジウムを開催しているので、今後は、開催したシンポジ

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

ウム全てについて詳細な記述を行うことが期待される。

## 6 大学運営・財務

### 【2018年5月時点の点検・評価】

#### (1) 点検・評価項目における現状

6.1 方針に基づき、学長をはじめとする所要の役職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

① 所長（センター長）をはじめとする所要の職を置き、また運営委員会等の組織を設け、これらの権限や責任を明確にした規程を整備し、規程に則った運営が行われていますか。

はい いいえ

(～200字程度まで) ※概要を記入。

現代法研究所規程に則り、所長を議長とする運営委員会において研究所の組織運営・管理等に関する重要事項を審議し決定を行っている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

#### (2) 長所・特色

内容	点検・評価項目
・特になし	

#### (3) 問題点

内容	点検・評価項目
・特になし	

### 【この基準の大学評価】

現代法研究所規程に則り、所長、副所長をはじめとする、各所員がおかれ、所長を議長とする運営委員会により、研究所の運営が適切に行われている。なお、根拠資料は「特になし」とされているが、現代法研究所規程や運営委員会の議事録は根拠資料となるのではないと思われる。

## III 2018年度中期・年度目標

No	評価基準	研究活動
1	中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトベースの研究活動の一層の活性化</li> <li>特にポアソナード博士関連の資料の収集</li> <li>研究成果の叢書としての着実な刊行</li> <li>所蔵資料の整理・保管</li> </ul>
	年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトごとの研究活動の充実（研究会やシンポジウム等を頻繁に開催する）。</li> <li>外部組織との連携等を含む開かれた研究の実践。</li> <li>所蔵資料の整理を更に進める。</li> </ul>
	達成指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポアソナード博士記念研究所として相応しい近代日本における法・政治制度に関する研究を深めるとともに、シンポジウムの開催や外部資料の収集および公開に努める。</li> </ul>
No	評価基準	社会貢献・社会連携
2	中期目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>叢書等の刊行物の定期的刊行</li> <li>公開セミナーやシンポジウムの実施</li> <li>所蔵図書・資料の公開の促進</li> </ul>
	年度目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>叢書の刊行</li> <li>公開研究会・シンポジウム等の開催回数の確保</li> <li>所蔵図書の充実・資料整理の充実。</li> <li>所蔵文庫・資料の公開の促進。</li> </ul>
	達成指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>叢書3冊刊行。</li> </ul>

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。

- ・公開研究会・シンポジウム3回から4回開催
- ・資料整理のための専門的な人員の確保
- ・外部から寄託される貴重な資料の整理・保管体制の整備

#### 【重点目標】

質保証委員会の活動を本格的に行う。

<目標を達成するための施策等>

質保証委員会を本格的に活動させるうえで、まず、他の本学研究所の質保証活動の実情を調査し、その最も効果的な点検手法を学習する。そのうえで、本研究所における質保証の評価基準やそのチェック方法を検討して質保証のための自己点検作業を実施する。

#### 【2018年度中期・年度目標の大学評価】

現代法研究所における研究活動の中期目標は、具体的であり評価できる。しかし、研究活動の達成指標については、ボアソナード博士記念研究所としての資料収集・公開・シンポジウムについての目標しか書かれておらず、中期目標に掲げられている「プロジェクトベースの研究活動の一層の活性化」等に対応する達成指標が記述されていないので改善が望まれる。一方、社会貢献・社会連携に関する中期・年度目標・達成指標については、いずれも具体的であり、素晴らしい内容となっている。また、重点目標として、質保証委員会の活動について、本学における他の研究所の手法を学び、本研究所の評価基準・点検方法を検討して実施することとあるので、これらが確実に実施されることが期待される。

#### 【大学評価総評】

ボアソナード記念現代法研究所が、複数の研究領域におけるプロジェクトを遂行し、継続的に法政大学現代法研究所叢書をはじめ多くの業績を公表していることは、高く評価できる。また、2つの学外と提携したシンポジウムを開催したことにも、大きな意義がある。さらに、科研費を積極的に獲得している実績も、素晴らしい。

昨年度に成立した質保証委員会の活動に遅れが見られたが、本年度において、重点項目として、本学における他の研究所の手法を学び、本研究所の評価基準・点検方法を検討して実施するとされている点は評価できる。同委員会が機能すれば、研究成果に対する社会的評価に関する年度報告について、数年前の公表成果に対する当該年度の記述も記載することが可能になると期待される。また、本年度から記載が義務化された項目のうち、本研究所と関連する理念・目的、社会連携・社会貢献、2018年度中期目標・年度目標についても、質保証委員会で再検討を行い、運営委員会で承認されれば、より充実した実現可能かつ検証できるものに改善されるであろう。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「S・A・B」は、前年度から「S：さらに改善した、A：従来通り、B：改善していない」を意味する。